様式第１（水道法施行規則第 18 条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

年　　月　　日

会津若松市上下水道事業管理者

申　請　者　　氏名又は名称
住　　所
代表者氏名

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">フ　リ　ガ　ナ
氏　　名</td><td>フ　リ　ガ　ナ
氏　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>事　業　の　範　囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>機械器具の名称、性能及び数</td><td colspan="2">別　紙　の　と　お　り</td></tr>
</table>

様式第１（水道法施行規則第 18 条関係）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

様式第１（水道法施行規則第 18 条関係）

機　械　器　具　調　書

年　　月　　日　現在

種　　別	名　　称	型 式 、性 能	数　量	備　　考

（注）　種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別等を記入すること。

様式第２（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、

水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申　請　者

氏名又は名称

住　　所

代表者氏名

会津若松市上下水道事業管理者

様式第 3（水道法施行規則第 22 条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

年　　月　　日

会津若松市上下水道事業管理者

届　出　者

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任/解任 の届出をします。

給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任、解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

（個人情報保護法・会津若松市個人情報保護条例関係）参考資料

誓　約　書

会津若松市上下水道事業管理者

当社は、個人情報の取扱いに関しまして、個人情報保護法・会津若松市個人情報保護条例の趣旨を理解し遵守するとともに、その運用につきましては、万全を期すことを誓約いたします。

当社社員の給水装置工事竣工図台帳（マイクロフィルム）の閲覧及び写しの交付につきましては、懸念なく実行いただきますようお願いいたします。

上記誓約いたします。

年　　月　　日

住　所

会社名

代　表

別記様式

指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

令和　　年　　月　　日

郵便番号、住所
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

①会津若松市上下水道局が実施している指定給水装置工事事業者講習会（過去5年以内）の受講実績
※更新時のみ記入

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：　可　不可　）
令和　　年　　月　　日　・　未受講
（未受講の場合、その理由）※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表：　可　　不可　）
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否　（公表：　可　　不可　） （該当部に〇をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕　　埋設部の修繕 その他（　　）
対応工事種別　（公表：　可　　不可　）
配水管からの分岐　～　水道メーター　（　可　　不可　） 水道メーター　　～　宅内給水装置　（　可　　不可　）
その他　（公表：　可　　不可　）

※公表にはホームページ等への掲載を含みます。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届けるようお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に揚げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の　向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）（公表：　可　不可　）		

※　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※　自社内研修については、研修内容を記載してください。

※　受講者名は、公表の対象ではありません。

※　行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

④過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に揚げるものとする。（以下抜粋）

2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等※	
上記の内容の公表の可否　（公表：　可　　不可　）				

※　以下の保有資格等（下線部）を記載してください。

①　水道事業者等によって行われた試験や講習等により、資格を与えられた配管工
（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）

②　職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士

③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※　資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※　技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。